

# 令和2年度第3回厚生労働省公共調達中央監視委員会 (第一分科会) 審議概要

開催日及び場所	令和2年12月16日(水)	
委員(敬称略)	第一分科会長 浅岡 輝彦 あさひ法律事務所 弁護士	
	委員	寛 淳夫 学校法人工学院大学建築学部 教授
	委員	枝松 広朗 あおば公認会計士共同事務所 公認会計士
審議対象期間	原則として令和2年7月1日～令和2年9月30日の間における調達案件	
抽出案件	10件	(備考)
報告案件	0件	「報告案件」とは、各部局に設置された公共調達審査会で審議された案件について報告を受けたものである。
審議案件	10件	
意見の具申または勧告	なし	
委員からの意見・質問に対する回答等(※書面による質疑応答をまとめたもの)	意見・質問	回 答
	下記のとおり	下記のとおり

## 【審議案件1】

審議案件名 : 国立療養所菊池恵楓園 社会交流会館増築整備工事 令和2年7月7日～令和3年3月31日「建築一式」  
 資格種別 : 「建築一式工事」(「B」又は「C」ランク)  
 選定理由 : 総合評価落札方式を実施している案件中、落札率が高く、契約金額が最も高くなっているため  
 発注部局名 : 国立療養所菊池恵楓園  
 契約相手方 : 株式会社建吉組  
 予定価格 : 364,683,000円  
 契約金額 : 357,500,000円  
 落札(契約)率 : 98.0%  
 契約締結日 : 令和2年7月6日

### (調達の概要)

一般競争入札(総合評価落札方式)を行ったところ、一者応札があり、株式会社建吉組が契約の相手方となった。落札率は98.0%である。

意見・質問	回 答
設計どおりの施工をすれば充分であるのに工事請負業者の参加資格として展示施設の施工実績を要求するのは何でしょうか。 また、熊本県間の工事需要がひっ迫している中で、地元要件を定めるのは競争阻害となるのではないのでしょうか。	工事対象が展示施設であり、施工には別工事の展示工事との取り扱いなど通常の建物と比較して留意して施工を行う必要があることもあり、同種工事の施工実績を有することを参加要件としました。 また、地元業者への聞き取りを数社に行ったところ、ここ1年ほどは工事需要に余裕が出来てきているとの回答でした。
落札率が98%と非常に高くなっています。どんな理由が考えられますか。	予定価格については、内訳書の各品目について物価資料やメーカーの見積を比較し決定していますが、この価格が入札参加業者の設定した価格と大きく相違なかったものと考えられます。
予定価格の設定の際に参考見積は取っていますか。参考見積を取っている場合には落札者からも徴取していますか。 また、請負工事費積算書に記載されている資材単価比較表、見積比較表とはどのようなものですか。	建設業者から参考見積はとっておりません。 個別の資材等について、物価資料やメーカー等からの見積りを比較し、単価を決定しています。

<p>総合評価落札方式についての、技術評価の標準点部分(100点)は資料のどこで評価されていますか。標準点部分も同様に技術評価委員により評価されていますか。</p>	<p>標準点については、入札参加資格要件(施工実績等)を満たした場合に付与することとしており、入札に参加した者には付与される事となります。評価委員にはこの旨を説明しています。</p>
<p>一者応札になった理由として同種建物の施工実績を有することを入札参加資格要件として指定していたことをあげていますが、どうしてそのような要件を指定したのでしょうか。</p> <p>上記のような入札参加資格要件を満たすCランクの企業がどの程度あると見込んでいたのでしょうか。</p> <p>また、今後、このような契約を行う際に、入札参加要件と競争参加資格種別との関係についてどのように考えてゆくのでしょうか。</p>	<p>工事対象が展示施設であり、施工には通常の建物と比較して留意して施工を行う必要があることもあり、同種工事の施工実績を有することを参加要件としました。</p> <p>条件を設定する際、同種工事の施工実績に重点を置いたため、この実績を有する業者がどの程度あるかの見込みについて疎かになっていました。</p> <p>今後、入札参加要件については、特殊なもの除き可能な限り多くの者が参加できるような最低限の条件を設定することとします。</p>
<p><b>【審議案件2】</b></p> <p>審議案件名 : 国立療養所宮古南静園非常用自家発電機燃料配管修繕  資格種別 : 「建設工事—機械器具設置」(「C」又は「D」ランク)  選定理由 : 一般競争入札を実施している案件中、落札率が高く、一者応札であるため  発注部局名 : 国立療養所宮古南静園  契約相手方 : 株式会社丸秀  予定価格 : 4,383,500円  契約金額 : 4,378,000円  落札(契約)率 : 99.8%  契約締結日 : 令和2年9月7日</p>	
<p>(調達の概要)</p> <p>一般競争入札(最低価格落札方式)を行ったところ、一者応札があり、株式会社丸秀が契約の相手方となった。落札率は99.8%である。</p>	
<p style="text-align: center;"><b>意見・質問</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>回 答</b></p>
<p>一者応札はやむを得ないのでしょうか。仕様書を手交した者も一者です。入札者が複数になるように、公告以外で応札参加者を集める工夫はしましたか。</p>	<p>参考見積提出業者を含む、宮古島市及び沖縄本島の業者へも入札参加を声掛けしましたが、宮古島内でも、沖縄本島でも工事が多数行われており、常駐可能な技術者や作業員の確保が困難であるため、入札参加はできないとの事であり、その結果一者応札となりました。</p>
<p>予定価格を設定する際に参考見積書を2者から取っています。予定価格算出内訳書では工事費(諸経費以外)はこの参考見積価格をそのまま採用しています。過去の実績、市況等を検討するなど、予定価格の補足的な妥当性の検証は行ったのですか。</p>	<p>平成26年度より各所修繕費による工事を調べましたが、本工事に類似する配管修繕工事の実績がありませんでした。又当園ポイラー技士及び電気技士へも参考見積価格の内容を精査してもらいましたが、金額は妥当との事であったので、そのまま諸経費以外を予定価格内訳としました。</p>
<p><b>【審議案件3】</b></p> <p>審議案件名 : 地下2階037・127・131号室ファンコイル更新工事請負契約  資格種別 : —  選定理由 : 随意契約(少額随契)を実施している案件中、契約率が高く、契約金額が最も高くなっているため  発注部局名 : 国立感染症研究所  契約相手方 : 東京冷機工業株式会社  予定価格 : 2,365,000円  契約金額 : 2,365,000円  落札(契約)率 : 100%  契約締結日 : 令和2年8月13日</p>	
<p>(調達の概要)</p> <p>会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第2号に基づく随意契約を行った。</p>	

意見・質問	回 答
<p>調達公示方法、見積りを求めた業者の選択方法はどのようにしたのでしょうか。</p> <p>2者の見積りを比較すると精粗バラつきが大きい。仕様書のニーズをみたしているかの判断は可能なのでしょうか。</p>	<p>同種の業務にて契約実績のある業者に個別に見積りを依頼しました。</p> <p>必要な項目は満たしており、本体の型式も一致していることからニーズを満たしていると判断しました。</p>
<p>少額随意契約が認められる場合にも可能な限り競争入札を行うべきこととされていますが、随意契約の方が良いと判断した理由を教えてください。</p>	<p>いずれも実験室内の空調であり故障停止により業務に支障をきたすため、至急修理をする必要があったことから随意契約によることとしました。</p>
<p>予定価格が適正であることの科学的な分析（過去の実績、他部署実績、市況等の検討）は行いましたか。見積価格が必ずしも適正な価格とは言えません。</p>	<p>徴取した2者の見積りの価格に大きな開きはないため適正な価格と判断し、科学的な分析までは行っていませんでしたが、今後は積算資料の活用などにより適正な価格であることを確認したいと思います。</p>
<p>2つの工事（審議案件3と4）は1つの案件として扱うことはできませんか。工事内容も大きな違いはなく履行開始日も同じです。穿った見方をすれば少額随契の条件を満たすための分割発注とも取れます。</p>	<p>空冷チラーとファンコイルは機器の仕組みが異なり、同じ業者が同時に工事を実施できるものではありません。</p> <p>また、契約の時期は同時ですが、審議番号4は修理と更新の比較等も行っていた期間もあり、意図的に分割したものではありません。</p> <p>今後、1つの案件として扱えるものがあれば可能な限りそのようにしたいと思います。</p>
<p><b>【審議案件4】</b></p> <p>審議案件名：1階83号室空冷チラー本体更新工事請負契約</p> <p>資格種別：－</p> <p>選定理由：随意契約（少額随契）を実施している案件中、契約率が高く、契約金額が最も高くなっているため</p> <p>発注部局名：国立感染症研究所</p> <p>契約相手方：株式会社日立プラントサービス</p> <p>予定価格：1,430,000円</p> <p>契約金額：1,430,000円</p> <p>落札(契約)率：100%</p> <p>契約締結日：令和2年8月13日</p>	
<p>(調達の概要)</p> <p>会計法第29条の3第5項及び会計令第99条第2号に基づく随意契約を行った。</p>	
意見・質問	回 答
<p>調達公示方法、見積りを求めた業者の選択方法はどのようにしたのでしょうか。</p> <p>2者の見積りを比較すると精粗バラつきが大きい。仕様書のニーズをみたしているかの判断は可能なのでしょうか。</p>	<p>同種の業務にて契約実績のある業者に個別に見積りを依頼しました。</p> <p>必要な項目は満たしており、本体の型式も一致していることからニーズを満たしていると判断しました。</p>
<p>参考見積りを2者から徴取していますが、見積先をどのように選定したのか教えてください。見積先が固定化していませんか。</p>	<p>同種の業務にて契約実績のある業者に個別に見積りを依頼しました。同種の業務では数者に固定化している面があるため、今後はより多くの業者から見積もりをとるようにしたいと思います。</p>
<p>少額随意契約が認められる場合にも可能な限り競争入札を行うべきこととされていますが、随意契約の方が良いと判断した理由を教えてください。</p>	<p>実験室内の空調であり故障停止により業務に支障をきたすため、至急修理をする必要があったことから随意契約によることとしました。</p>
<p>予定価格設定の際に、徴取した参考見積価格のうち安価な方を予定価格として採用した、とコメントされています。予定価格が適正であることの科学的な分析（過去の実績、他部署実績、市況等の検討）は行いましたか。見積価格が必ずしも適正な価格だとは言えません。</p>	<p>徴取した2者の見積り総額に大きな差はなかったため適正価格と判断し科学的な分析は行いませんでした。</p> <p>今後は積算資料の活用などにより適正な価格であることを確認したいと思います。</p>

**【審議案件5】**

審議案件名 : ハンセン病研究センター第二研究棟屋上チラー2台・ポンプ1組交換  
資格種別 : 管工事(「A」又は「B」ランク)  
選定理由 : 一般競争入札を実施している案件中、低入札価格調査を実施しているため  
発注部局名 : 国立感染症研究所ハンセン病研究センター  
契約相手方 : 東京冷機工業株式会社  
予定価格 : 40,040,000円  
契約金額 : 32,450,000円  
落札(契約)率 : 81.04%  
契約締結日 : 令和2年7月27日

**(調達の概要)**

一般競争入札(最低価格落札方式)を行ったところ、4者応札があり、東京冷機工業株式会社が契約の相手方となった。落札率は81.04%であり、低入札価格調査を行った。

意見・質問	回答
施工は問題がなく完了したでしょうか。	コロナウイルスの感染拡大により、予定の作業人工の投入が出来ない等の理由で工期延長が生じましたが、施工自体は問題なく、12月17日に検査を完了しました。
調達仕様書に落札者企業名が入っています。仕様書は公にされる性質上、調達の公平性・透明性という点から入札者に誤解を与えることにはなりませんか。	仕様書は公になるものであり、透明性という点であえて伏せることはしませんでした。現場確認の申し出にも応じており、入札には4者の参加がありました。調達の公正性は保たれているとの認識でいますが、誤解を与えるようであれば次回から企業名を伏せた調達仕様書にいたします。
入札には4者が参加し、入札最低額が約2倍の開きがあり、差が大き過ぎるように思います。この原因はどこにあるとお考えでしょうか。調達仕様書の内容に問題はないですか。	入札関係資料の交付希望の連絡があった2者から見積書を提出いただいたところです。空調メーカーとの関わりで、納入実績がある者の方が通常より安価な価格で調達出来るものと考えます。 また、調達仕様書に関しては、庁舎設備担当の意見を踏まえた仕様内容となっており、問題ないと考えています。
低入札調査の内容ですが、入札価格が低い理由として、主に機器の調達価格が抑えられるから、としています。機器設備工事全体としては約20百万円であり、予定価格算定シートのB社と変わりません。むしろ共通仮設費、現場管理費、一般管理費の計上が極めて少なく、その理由を徴取すべきだと思いますが、如何でしょうか。 機器設備工事においては1千万円程度落札業者が低価格となっている一方で、落札業者は他者が項目立てている共通仮設費、現場管理費、一般管理費が項目立てられていません。見積の詳細を見ても含まれているように見えます。この金額の差もかなり大きく結果に表れていると推察できます。この点については何か追加の説明はあるのでしょうか。	入札参加した4者は、何れも現場確認しており、また、当所が示した調達仕様書及び現場説明書等を踏まえて積算してもらいました。低入札価格調査において共通仮設費、現場管理費、一般管理費の計上がない点を確認したところ、これらについては、「機器設備工事」「配管設備工事」「電気・制御設備工事」の中に必要経費を漏れなく計上して、特に一般管理費等との計上はしていないが漏れはないとのことでした。このため入札参加者間の一般管理費等の差額を明らかにすることができなかったものです。 工事費内訳書の様式は任意のため、今後は統一した工事費内訳書を基に提出してもらうようにいたします。

**【審議案件 6】**

審議案件名 : 臨床検査室共同事業運営に関する契約

資格種別 : -

選定理由 : 随意契約を実施している案件中、コロナ関連で、最も契約金額が高いため、契約の妥当性について確認する必要があるため

発注部局名 : 東京検疫所

契約相手方 : 株式会社エスアールエル

予定価格 : 3,154,140,000円

契約金額 : 3,154,140,000円

落札(契約)率 : 100%

契約締結日 : 令和2年7月28日

**(調達の概要)**

会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項に基づく随意契約を行った。

意見・質問	回 答
SRL社一者から見積りを取り、その見積価格でSRL社と随契をするのは、最初からSRL社に発注する意図のものの行為と観察され、入札の公平性、透明性の確保への配慮に欠けているのではないのでしょうか。	従来検疫所が行っていたPCR検査では、検体採取から検査結果が判明まで約6時間要しており、検査結果が判明するまで空港内待機スペースもしくは検疫所が指定する検査結果待ち宿泊施設で待機する必要があったところでした。 7月22日の新型コロナウイルス感染症対策本部において、国際的な人の往来と感染症拡大防止を両立するために、検査体制を短期間で早急に強化する必要が生じ、また、7月29日から入国制限の緩和（ビジネストラック/レジデンストラック）が実施されることとなり、8月1日までに入国者の増加予想に対応する検査体制を早急に構築する必要が生じたため、新たな検査方法として検査結果が1～2時間で判明する唾液による抗原定量検査の導入することとなりました。 相手方の選定に関しては、SRL含め3者に見積もりを依頼しましたが、8月1日までに履行できる業者がSRLのみであり、緊急随契により契約を締結しました。
随意契約相手先の選定経緯、「緊急随意契約」とした理由について教えてください。	同上。
予定価格をたてる際に、随意契約をしたSRLからしか、見積書を提出してもらっていないようですが、他者からの見積もりをとることができなかったのでしょうか。予定価格の単価が適正であることの検証はどのように行いましたか。	(株)SRLのほか、B社及びC社へ見積書の依頼を行いました。B社、C社ともに、履行開始日の8/1までに検査に必要な備品が準備できないため辞退の旨連絡がありました。 B社 7月23日辞退 C社 7月23日辞退 また、検査に必要な物品を購入する場合、1検体あたり専用試薬だけで6,417円必要であり、その他に共通試薬（基質液、洗浄液、希釈液）、器材・容器等消耗品、安全キャビネット等の備品が必要となるため、単価（5,900円（税抜））は適正であることを確認しました。
参考見積書は複数者から徴取しておりますか。	同上。
契約にあたり価格交渉はしましたか。	契約にあたり価格交渉を行いました。提示している額が既に値引き額であり、検査精度保持の観点よりこれ以上の値下げには応じられないとの回答がありました。

**【審議案件 7】**

審議案件名 : 器具・容器包装のポジティブリスト制度化に係る安全性に関する試験 (tert-ブチルヒドロペルオキシドに関するトランスジェニックマウス遺伝子突然変異試験) 一式  
 資格種別 : 役務の提供 (「A」「B」又は「C」ランク)  
 選定理由 : 一般競争入札を実施している案件中、落札率が100%であり、契約金額が高いため  
 注部局名 : 国立医薬品食品衛生研究所  
 契約相手方 : 株式会社安評センター  
 予定価格 : 9,405,000円  
 契約金額 : 9,405,000円  
 落札(契約)率 : 100%  
 契約締結日 : 令和2年7月2日

**(調達の概要)**

一般競争入札(最低価格落札方式)を行ったところ、1者応札があり、株式会社安評センターが契約の相手方となった。落札率は100%である。

意見・質問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書には使用マウスの限定をしていないのは何故でしょうか。</li> <li>・Mutaマウスとgptマウスとで成果に違いがあるのでしょうか。</li> <li>・用いる動物がMutaマウスとgptマウスの違いがあるのに、両見積りを同列に扱うのは不合理ではないでしょうか。</li> <li>・食品薬品安全センターはMutaマウスを扱えないのでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トランスジェニックマウス遺伝子突然変異試験の国際試験基準であるOECDテストガイドラインではトランスジェニックマウス(Mutaマウス、gptマウス)の種類は限定されていないため、本事業においても使用するマウスの限定はしていません。</li> <li>・OECDテストガイドラインに準拠して適切に実施された場合、Mutaマウスとgptマウスのどちらを使用した場合でも成果に違いはありません。</li> <li>・OECDテストガイドラインに準拠した試験ではトランスジェニックマウスの種類に限定がありません。 参考見積書を徴収した2者は、使用するトランスジェニックマウスは異なっているものの、同一試験の見積もりと考えており不合理ではないと考えております。</li> <li>・食品薬品安全センターはMutaマウスを用いた試験を実施していません。</li> </ul>
<p>参考見積書を2者から徴収しています。参考見積依頼先の選定方法を教えて下さい。</p>	<p>当該試験を実施可能と把握している2者から参考見積を徴収しました。</p>
<p>当該予定価格が適正であることの検証を行いましたか。過去の実績、現在の市況等を加味して見積価格を再評価する必要があります。</p> <p>予定価格の算定が安易に流れている印象。依拠した参考見積りは一式の金額で示されているだけ。これでは検証はできない筈。内部で行ったとしている「検証」も具体性がない。今後の予定価格決定の道標となるよう具体的な判断過程を調書の中に記載するべきと考えます。</p>	<p>予定価格の妥当性については、国衛研内部の研究者及び事務担当者で見積もり上の試験項目の妥当性及び過去の契約見積もり金額の明細の増減等の点検を行うなどの検証をしております。</p>
<p>一般競争入札の選択で特に問題はありますが、一者しか入札参加者がいないことが確実なのであれば、随意契約、価格交渉という選択肢もあったと思いますが、如何でしょうか。</p>	<p>当該試験が可能であると回答のあった事業者が2者であることから一般競争入札を行いました。</p>

【審議案件 8】

審議案件名 : 平均的食事からの放射性物質摂取量推定のための試料調整一式  
資格種別 : -  
選定理由 : 公募を実施している案件中、契約率100%であり、一者応札であるため  
発注部局名 : 国立医薬品食品衛生研究所  
契約相手方 : 一般財団法人日本食品分析センター  
予定価格 : 22,209,000円  
契約金額 : 22,209,000円  
落札(契約)率 : 100%  
契約締結日 : 令和2年9月1日

(調達の概要)

公募を実施した結果、応募が一者であり、業務の適正実施が可能であると認められたことから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項に基づく随意契約を行った。

意見・質問	回 答
「過去にマーケットバスケット試料作製経験」を有することの要件は、競争阻害要因とならないでしょうか。	競争阻害要因になると考えます。しかし、マーケットバスケット試料の作製には経験と知識が要求されず。特に、本事業では放射性物質摂取量の経年変化の監視を目的としているため、過去に作製したマーケットバスケット試料と同等の品質を保つ必要があります。マーケットバスケット試料の作製経験がない機関が、短期間で、本事業で必要とされる品質のマーケットバスケット試料を作製することは非常に困難と思われるので、必要不可欠な要件として加えております。
結果として一者からの応募となりましたが、声かけ等複数者から応募を受けるための方策は取りましたか。	類似の業務をしていると思われる3者に声をかけましたが、そのうち2者から放射性物質摂取量測定用のマーケットバスケット試料を作製する経験等がないため実施は困難との回答を得ました。
予定価格は参考見積書(契約者)の見積価格をそのまま採用しています。参考見積りを複数者から入手はできなかったのですか。 また、予定価格の妥当性についてはどのように検証しましたか。過去の契約実績、市況等を斟酌する等の科学的な検証は行いましたか。参考見積価格が必ずしも適正な価格であるという保証はありません。 適正と判断した過程を具体的に予定価格調書の中に記載すべきと考えます。	同様の業務を実施している事業者を見つけることができず、単独の事業者よりの参考見積となっております。また、予定価格の妥当性については、国衛研内部の研究者及び事務担当者で見積もり上の試験項目の妥当性及び過去の契約見積もり金額の明細の増減等の点検を行うなどの検証をしております。
入札の公平性を極力担保するために随意契約を極力避けるという観点から、一般競争入札はできなかったのでしょうか。 もしも、応募者が一者であることが「契約の性質」上競争を許さないとするならば、該当する企業が一者しか見当たらないことをもっと詳細に説明して、随意契約としたことを裏付ける必要があると考えます。	当該事業は専門性が高くこれまでの契約実績からも、一般競争入札を実施した場合、一者のみの応札になる可能性が高いと考え、一般競争入札ではなく公募の方式を採用しています。 今後の調達において、応募者が一者となり、随意契約をする場合は、随意契約理由書に一者応募になった理由を詳細に記載するようにいたします。

<p><b>【審議案件9】</b>  審議案件名：遺伝子組換え食品検査の外部精度管理 一式  資格種別：－  選定理由：公募を実施している案件中、契約率100%であり、一者応札であるため  発注部局名：国立医薬品食品衛生研究所  契約相手方：一般財団法人日本食品分析センター  予定価格：4,500,000円  契約金額：4,500,000円  落札(契約)率：100%  契約締結日：令和2年8月7日</p>
---

(調達の概要)  
公募を実施した結果、応募が一者であり、業務の適正実施が可能であると認められたことから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づく随意契約を行った。

意見・質問	回 答
<p>一者応札はやむを得ないのでしょうか。声かけ等複数者から応募を受けるための方策は取りましたか。</p>	<p>本事業の実施に際し、契約相手先の選定にあたりましては、食品衛生法に基づき、安全性未審査遺伝子組換え食品に対する精度の高い試験を実施できる必要があります。</p> <p>公示にて示した「3 特殊な技術及び設備等の要件」を満たす事業者が当該事業者のみと考えられますのでやむを得ないと考えます。但し、この条件を満たす可能性のある事業者を当該事業者以外に見つけることができず、従って声かけなどもできませんでした。</p> <p>この点を改善する目的で公募方式を採用しましたが、結果として一者応募となりました。</p>
<p>予定価格は参考見積書(契約者)の見積価格をそのまま採用しています。参考見積りを複数者から入手はできなかったのですか。</p>	<p>同様の業務を実施している事業者を見つけることができず、単独の事業者からの参考見積となっております。</p>
<p>予定価格の妥当性についてはどのように検証しましたか。過去の契約実績、市況等を斟酌する等の科学的な検証はしましたか。参考見積価格が必ずしも適正な価格であるという保証はありません。</p>	<p>予定価格の妥当性については、国衛研内部の研究者及び事務担当者で見積もり上の試験項目の妥当性及び過去の契約見積もり金額の明細の増減等の点検を行うなどの検証をしております。</p>
<p>入札の公平性を極力担保するために随意契約を極力避けるという観点から、一般競争入札はできなかったのでしょうか。</p>	<p>当該事業は専門性が高くこれまでの契約実績からも、一般競争入札を実施した場合、一者のみのお札になる可能性が高いと考え、一般競争入札ではなく公募の方式を採用しています。</p>

<p><b>【審議案件10】</b>  審議案件名：BSL3動物実験室(第3室及び第5室)安全キャビネット更新作業請負契約  資格種別：－  選定理由：随意契約を実施している案件中、コロナ関連以外で、最も契約金額が高いため、契約の妥当性について確認する必要があるため  発注部局名：国立保感染症研究所  契約相手方：株式会社日立プラントサービス  予定価格：14,378,130円  契約金額：13,860,000円  落札(契約)率：96.4%  契約締結日：令和2年8月31日</p>
--

(調達の概要)  
一般競争入札(最低価格落札方式)を行ったが、落札者がいないため、予算決算及び会計令第99条の2に基づく随意契約を行った。

意見・質問	回 答
<p>入札を辞退した業者が、随契に応ずる理由はどんな動機が考えられるのでしょうか。</p>	<p>入札を辞退した業者が随契に応じた理由を業者に確認すべきとの認識がなかったため、業者に確認していませんでした。今後は動機について確認することとします。</p>
<p>当該案件は不落随意契約ですが、その前の一般競争入札の際に一者応札となった理由について教えて下さい。 声かけ等公告以外の周知方法は十分だったのでしょうか。一者応札は落札額高止まりの主要な原因となっています。</p>	<p>実施場所が BSL3 実験室という特殊な施設であり、機器を設置する実験室だけでなく、合計 12 の実験室をもつ BSL3 実験区域内の排気量の全体のバランスを調整する等、特殊で高度な知識・技術が求められる業務であることが、一者応札となった主な原因と考えています。 同種の業務実績のある業者に声かけを行いました。が、特殊な施設 (BSL3) であり、今回の業務の仕様では技術的に難しいとの返答でした。当所での契約実績のある 2 者のみへの周知であったため、今後は BSL3 実験施設をもつ他機関にて契約実績のある業者への声かけも検討します。</p>
<p>予定価格調書の内訳ですが、例えば、安全キャビネット搬出保全の技術士の作業人日を 20 日間としています。この根拠を教えてください。仮に内訳が 2 日×10 人等であるならばその根拠も併せて教えてください。</p>	<p>左記の根拠は、4 名×5 日間を想定しています。業者への聞き取りを根拠としています。</p>
<p>設置工事を含む調達においては、公告期間が短すぎたために応札者が一者に限られてしまったと考えられないでしょうか。 また、このような疑念を生まないためにも、公告期間や公告方法に一者応札を防ぐための今後の対応策が考えられないでしょうか。</p>	<p>公告期間が短かったため応札者が少なかった可能性も考えられますが、実施場所が BSL3 実験室という特殊な施設であり、機器を設置する実験室だけでなく、合計 12 の実験室をもつ BSL3 実験区域内の排気量の全体のバランスを調整する等、特殊で高度な知識・技術が求められる業務であることが大きな原因と考えています。 BSL3 実験室等の特殊な施設にかかる入札については、公告期間を可能な限り長く取るようにします。また、他の BSL3 実験室をもつ機関において同様の業務を請け負っている業者への声かけを積極的に行います。</p>

2 1 道府県労働局における公共調達監視委員会の活動状況については資料の配付をもって報告を行った。

【問合せ先】

厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室  
電話 03-5253-1111 (内 7965)